常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。また、異工種ＪＶ及び、特定ＪＶ・経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(a)　一般土木工事（下記１）及び２）の全ての実績を有すること。）

１）鉄筋コンクリート構造の橋脚の施工実績を有すること。（フーチングのみの場合は除く）

２）鉄筋コンクリート構造の橋台の施工実績を有すること。（フーチングのみの場合は除く）

上記１）２）は、同一工事であること。

(b)　プレストレス・コンクリート工事（下記１）から４）の全ての実績を有すること。）

１）道路橋（Ａ活荷重以上又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。

３）最大支間長が、30m以上であること。

４）架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記１）から４）は同一工事であること。

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとするが、上記①(a)(b)の施工実績は専任で配置する技術者が有すること。

④　次に掲げるいずれかを満たす設計技術者を各業務に配置できること。なお、設計技術者とは管理技術者をいう。管理技術者は、「予定管理技術者の経歴等」（別記様式４）により提出することとし、地域維持型ＪＶにあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者から配置するものとする。

・技術士（総合技術監理部門―建設）
・技術士（建設部門）
・国土交通省登録技術資格者（施設分野：橋梁―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
・土木学会認定土木技術者（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）（特別上級、上級、１級）
・１級土木施工管理技士
・１級建設機械施工管理技士

⑤　構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定されたものとする。

(5)　地域維持型建設共同企業体の協定　「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)ヘアクセスして入手するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（上記７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記６及び７により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７(1)①の認定を受けていない構成員が北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関すること除く。）における令和７・８年度の一般土木工事、プレストレス・コンクリート工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、当該工事に係る技術提案書の提出の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　地域維持型建設共同企業体の名称は、Ａ業務は「Ｒ８―10　249号中屋１号橋工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」、Ｂ業務は「Ｒ８―10　249号中屋２号橋工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」とする。

(2)　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、技術提案書の提出の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「Ｒ７　249号中屋１号橋工事にかかる技術協力業務（以下「Ａ業務」という。）」、「Ｒ７　249号中屋２号橋工事にかかる技術協力業務（以下「Ｂ業務」という。）」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年３月26日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　品目分類番号　42

２　業務名

【Ａ業務】

Ｒ７　249号中屋１号橋工事にかかる技術協力業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

【Ｂ業務】

Ｒ７　249号中屋２号橋工事にかかる技術協力業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

３　業務場所

【Ａ業務】能登復興事務所（中屋１号橋：石川県輪島市縄又町～同市門前町西丸山地先）

【Ｂ業務】能登復興事務所（中屋２号橋：石川県輪島市縄又地先）

４　業務内容

【Ａ業務】

(1)　Ｒ７　249号中屋１号橋工事にかかる技術協力業務　１式

(2)　打合せ　１式

※本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(3)　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年１月29日まで

(4)　その他

①　別冊数量総括表及び別冊仕様書のとおり。

②　Ｒ８―10　249号中屋１号橋工事　全体延長500m（以下、「Ａ建設工事」という。）

Ａ建設工事の内容（参考）

【Ｒ８―10　249号中屋１号橋工事】

・上部工　橋長230m、下部工（橋台）２基、下部工（橋脚）２基
・土工、舗装工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、排水工　１式
・予定工期は、建設工事に係る契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで